

平成27年度保険料率について

平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率については、2月24日開催の健康保険組合会において、下記のとおり設定することが決定されました。

この新保険料率は、平成27年3月分保険料（平成27年4月末日納付期限）より実施することになりますので、組合員の皆様にもご周知の程よろしくお願いいたします。

なお、保険料につきましては、「[健康保険・介護保険標準報酬等級保険料早見表](#)」をご参照ください。

記

保険料率設定について

(1) 平成27年3月分保険料から下表のとおりとなります。

保 険 料 率 (%)			【 負 担 割 合 】	
健康保険料	95 / 1000	基本保険料 53.450 / 1000	事業主	47.5 / 1000
		特定保険料 40.300 / 1000	被保険者	47.5 / 1000
		調整保険料 1.250 / 1000		
介護保険料	15.6 / 1000		事業主	7.8 / 1000
			被保険者	7.8 / 1000

参考：協会けんぽ料率 健康保険料 100.4% 介護保険 15.8%
(平成27年4月分保険料より)

- 基本保険料 . . . 当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
- 特定保険料 . . . 高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料 . . . 全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

※ 介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料のみとなります。

※ 健康保険料の料率に変更はありませんが、介護保険料の料率が1000分の17から1000分の15.6に変更しております。